

1 視野の測定方法に関する改正

眼の障害である視野障害の障害認定は、視野計により視野の範囲を測定して行いますが、障害等級認定基準においては、従来視野の測定は、「フェステル視野計」を用いて行うこととされていましたが、今後は、「ゴールドマン型視野計」を用いて「V/4」の視標により測定することとされました。

視野障害に関する障害等級認定基準の新旧比較は次のとおりです。

新	旧
<p>1 視野の測定は、<u>ゴールドマン型視野計</u>によること。</p> <p>2 「半盲症」、「視野狭さく」及び「視野変状」とは、<u>V/4視標による</u> 8方向の視野の角度の合計が、正常視野の角度の合計の60%以下になった場合をいう。</p> <p>なお、暗点を採用し、比較暗点は採用しないこと。</p>	<p>1 視野の測定は、<u>フェステル視野計</u>によること。</p> <p>2 「半盲症」、「視野狭さく」及び「視野変状」とは、8方向の視野の角度の合計が、正常視野の角度の合計の60%以下になった場合をいう。</p> <p>なお、暗点は絶対暗点を採用し、比較暗点は採用しないこと。</p>

2 嗅覚の検査方法に関する改正

鼻の障害である嗅覚の脱失又は嗅覚の減退の障害認定に際して行う検査方法については、従来、障害等級認定基準において特に指定されていませんでしたが、今後は、「T&Tオルファクトメータによる基準嗅力検査」による検査を行うことを原則とし、嗅覚の脱失の確認のみ行う検査については、「アリナミン静脈注射による静脈性嗅覚検査」による検査でもよいこととされました。

嗅覚障害に関する障害等級認定基準の新旧比較は次のとおりです。

新	旧
<p>1 鼻の機能障害のみを残すものについては、障害等級表上特に定めていない</p>	<p>1 鼻の機能障害のみを残すものについては、障害等級表上特に定めていない</p>